

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本女医会（以下「日本女医会」という。）の定款第7条及び第9条・11条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 定款第7条に基づき、日本女医会の目的に賛同し、正会員及び特別会員として入会を希望するものは、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 理事会において入会の可否を決定し、会長は申込者に通知する。

(退会手続)

第3条 定款第9条に基づき、会員又は準会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。ただし、退会後であっても会費等の未納や滞納がある場合においては、必ず全て清算を終えなくてはならない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

(留学による休会手続き)

第5条 定款第11条に基づき、会員が留学をする場合、帰国年度を事前に申請し、その間を休会とする。また帰国時には必ず申し出を行う事とする。尚、帰国年度を経過した時点で、会費支払義務が生じるため、当該年度より3年以上支払義務が履行されない場合には会員資格を喪失する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(平成28年11月19日改訂)